手共二の門際へ押詰、 の者共聞之、門を押破る。兩人は見之二の門の內へ入る。 折敷て待つ。 七郎右衛門・小辨鎗を以て三人を突倒す。門外 のせ待受たり。 人にてかゝる。 ロ小辨柿帷子を尻つまげし、是も朱柄の鎗を持て赤座と陃 三人へ向ひ鎗を打振り、鎗をまゐらうり 右衛門鎧の胴迄着て胃も不着、朱柄の鎗を持て門外へ出で、 内より村井春長軒此方三人を見て内へ入ると、又赤座七郎 味方もつゞかず。此方の門の前に居敷き見合て居候所に、 いて入る。以上三人也。内は二十間ばかりも有りて又門あ 置たる故に、 いり入る。 云ふまゝに、門を强く押しければ、貫の木を繩にてからげて 見て、庄兵衞鎗は身は無しといへば、庄兵衞聞て何を知てと 大形鎗は不持。庄兵衛は身の無之鎗を持ちたり。彦右衞門 堀太郎助・改田太郎八等明智に属し、二僚の城へ押寄たり。 人は堂人もなし。三人門內へは入りたれども敵はなく、 作左衙門・太郎助は鎗はなし、 合口質尺許あきたり。庄兵衛一番に是よりく 佐左衛門・太郎助は刀を拔て庄兵衛が如く 庄兵衞は座したるまゝにて、鎗を膝の上に 三人は深手にて是より歸る。 **〜と云ふ。機て山** さし刀にてつく 其後の 攻

儀は不知と。 選士作左衛門語

寬永十五年二月二十八日、 一、榊原左兵衞島原城一番栗の事

候に付、 候。我等手前への御目付榊原飛驒守、眞先に出丸を乘被申 外行當り致迷惑被申候。 之候僚、其御心得可有之と被申候。 滿座閉口の所、信州殊の 州軍令を破られ候儀歴然に候。此趣定て於殿中御吟味可有 取に付、惣軍不待下知惣攻にし、廿八日令落去候。然れば信 に、廿七日重ての下知を不待、鍋島信州の手より出丸を乘 惣攻と各談合一決し、兩日の內重て日限可相觸と極置候所 江戸殿中僉議可有之儀と存候へ共、備中爲御名代下向の上 被遊候。各直に國々へ被罷歸、緩々可有休息との上意演述せ 此度各粉骨を被蟲情に被入候故、思召の外早速落去、御悦喜 は有増申出候。今度春日野の城、二月二十七八日の內可爲 り。各謹て忝き旨御講也。然處松平豆州被申は、此儀は於 迄下向し、今度容日野へ被向候賭大名へ小倉にて参會し、 男女一人も不殘撫切なり。 難見拾候て我等采幣を取て惣懸に仕候。 我等軍令を背き申にては夢々無之 爲上使太田備中守盟前の國小倉 肥前島原の内容日野の城落去、 此段無紛

年開門の節左兵衛儀持筒頭に被命。協處甚至左衛門 拾八歲、若年故一番に出丸へ附申候。父子の情難見捨、我等 に、信州の手より一番乘にては無之候。我らせがれ左兵衛 之賭大將小倉に逗留し、長崎へ以曹狀等ね谶す。飛州返曹 也。信州中々可有御辱候。尤相違有之間敷候と被申候。 少しも相違無之旨申來る。飛驒守父子閉門被仰付候。 も同然に乗申候處、信州父子又我等を助て付被申候。 に候と被申候。 時に飛州は長崎に被居候。 等ねに可遗と 但翌 此段

一、慶長七年東照宮御上洛日次

本口愛尺五寸、長五尺愛寸と云ふ。此時官庫有修補。八月十 **谢参内、於禁中今春大夫能興行、三日伏見歸舘、 六月十一日** 秀頓公へ拜謁、 三日船にて大阪へ下り二丸へ移り、 慶長七年二月三日東照宮上洛、 日生ける豹愛頭、自東照宮大阪城中へ被進。 久保十兵衞、香看は裔命院也。蘭奢待愛寸八分襊之。 南都東大寺官庫開き、 東照宮より士十人從之。奉行本多上野介正純・ 十五日伏見へ歸着、 勅使勸修寺中將光豐・廣橋右大辨網 同月十四日伏見釐、三月十 四月廿八日入洛、 翌日御太刀馬代を以て 奇南木 五月

東照宮と本多佐州の選逝

候間、 御取立被成か様に罷成、其上此御殷事承候へば能き時分に **謝に、最早能き時分に候。御他界鶸目出度可有之候。我等儀** 出度思召、且又佐渡守病氣無御心元、旁上使被成下候。其御 東照宮薨去三十日前、三月十七日駿府迄勅使ありて任太政 去。佐州も無程病卒。六月七日卒 御入被成候得ども、 より御藥不被召上候。台德院様色々被仰上候へば、御口迄は 大臣。此節本多佐州正信は病氣にて無出仕。東照宮御慶專目 死申様に迄存候と被申上候。東照宮母と上意にて、共 御吐逆とて御吐被成候。 翌月十七日薨

一、安藤九郎左衞門の應接見事なる事

細川越中守殿家臣兼松伊兵衞と云ものに行合ふ。伊兵衞は **淺野紀伊守殿赤坂の邸へ見廻て其歸り、小六の宮の邊にて** 一人もやるまじと追かくる。九郎左衞門駕籠より出で、尤に つに伊兵衞馬を推除けたり。 歴々の衆と見て馬を脇へ除て居る。九郎左衞門の家來い 延寶三年五月安藤右京亮殿弟安藤九郎左衛門殿、 暫く待給へとて伊兵衞側へ近く寄て、 伊兵衞馬よりおり鎗おつ取、 可打果に極り 江戸に ያኔ